

総務委員会

平成 31 年 2 月 5 日 (火)

午前 9 時 00 分～午前 10 時 43 分

議会第 1 会議室

【出席委員】山下伸二委員長、宮崎 健副委員長、富永明美委員、川原田裕明委員、
重松 徹委員、野中宣明委員、江頭弘美委員、千綿正明委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】

【執行部出席者】なし

【案 件】

・所管事務調査について

○山下伸二委員長

おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。

まず、テレビカメラの撮影の申し出がっておりますけれども、許可をしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは許可をいたします。

それでは、本日の委員会につきましては、総務委員会の所管事務調査の報告書の案について検討を行っていきたいと思っております。委員の皆様には、昨日メールのほうで本日の協議用の案をお示しさせていただいております。傍聴の方、マスコミの方がいらっしゃいますので、きょうの委員会資料につきましては、ただいまから事務局のほうで配付をいたしますけれども、まだあくまでも正副委員長の案ということで、これから委員間討議を行っていく資料であるということをお取り扱いをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、皆さんのお手元に配付している資料でございますけれども、前回の委員会以降申し出が1件あっておりまして、その分も含めた中身で案を取りまとめさせていただいております。なお、事前に一つ皆さんに修正というか報告なんですけれども、例えば1ページの一番下に議員間討議という表現があります。あとは委員間討議とか、そういった表現が出てるんですけど、これはすべて委員間協議というふうに後ほど置きかえさせていただきますので、そこら辺のところはお含みおきいただきたいというふうに思ひます。

それでは、1番から2番3番4番につきましては、前回提示した分と変更しておりませんが、5番につきましては、前回の委員会におきまして、かなり長時間にわたって委員会を行っているので、開始時刻と終了時刻を入れてほしいという申し出がっておりますので、それぞれの委員会における開始時刻と終了時刻を入れさせていただきます。ここまではよろしいでしょうか。

○千綿委員

すみません、ずっと調査に至った経緯及び調査目的、調査方法とかずっと書いてありますが、最終的に委員会の報告というのが、一番最後に出てきますよね。これを文書にして執行部に渡すということになるんですかね。それとも、るる委員会の中であった議論を報告して、委員会のまとめのところだけ報告書として出すということですか。全部……

○山下伸二委員長

全部です。これを議長に提出します。これ、もうすべてが一つの報告書として議長に提出をして、これをもって執行部のほうに対応を求めるように正副委員長のほうでお願いをしていくと。本会議の場において、これに対する補足の口頭説明をさせていただくということになります。これがもう報告書そのものです。すべてが報告書となります。

○千綿委員

一つ聞きたいんですが、事務局に。委員会としての結論ってあるじゃないですか。これが要約版というか委員会として最終的にここが問題だったよっていうことを強調するっていうことになるわけよね。全部項目ごとに調査した段階の中でずっと羅列はされてるんですが。ということよね。ここにある程度、こういうことが原因でこうなったんだっていうことを、総務委員会として結論付けたということで、一番締めまとめのところになるということでもいいのか。

○山下伸二委員長

そういうことです。

○江頭委員

ということは、本会議での委員長報告をやるじゃないですか。要するにそれは、これが原本として、例えば何回これを行ってとかいう文書をつくって、このまとめのところを基本的な中心内容となるっていうことで理解していいですね。

○山下伸二委員長

そうですね。

○江頭委員

これがあくまでも執行部への原本として出るというわけですね。

○山下伸二委員長

そこら辺については、これはあくまでも総務委員会としてのまとめを議長に提出しますので、それ以降、もちろん議長のほうから市長なり執行部のほうには、これを踏まえて対処については、正副委員長から正副議長に対してすることになりますので、その辺についてはまた皆さんとこれだけでいいのかどうかについては、議論させていただいていただきたいというふうに思います。

○江頭委員

というのは、本会議場は議事録として残るじゃないですか。それこそ公文書として。こ

れもあるということになるじゃないですか。その重さというのはどういうふうを考えればいいのか。

○山下伸二委員長

それはこれまでも何度かあっていますよね。

(「このスタイルだったかな。」と呼ぶ者あり)

はい、このスタイルです。全くこのスタイルです。これまでの所管事務調査についても全く同じです。これを報告書として、これも議事録に載っていますよね。資料として載るか……

(「議事録には載らないですよ。」と呼ぶ者あり)

載っていたかどうか確認しますけれども、これがあくまでも委員会としての調査報告の原本になります。これだけでは十分には意図が伝わらないということなので、本会議で補足して口頭で説明をしているということです。だから、これから大きく逸脱したような口頭報告にはなりませんけれども、少しエッセンスを絞って、ポイントを絞って報告をしなければならぬかなというふうに思っています。

中身の議論に入る前に、皆さんからほかにありませんか。

よろしいですか。それでは先ほど言いましたとおり、1番から5番については、特に変更はあっておりません。ただ6番は、きょうの日付と開始時刻まで入れていますけれども、これからまた委員会が行われれば、その分は加筆をしていくということによって御理解いただきたいと思います。

それでは主な問題点について、皆さんからのこれについても委員間協議を行っていきたいというふうに思いますけれども、ちょっと項目が多岐にわたりますので、まずは6、主な問題点(1)事務処理の耐震工事、この部分に絞って、まずやらせていただきたいと思いますが、皆様に昨日、既に委員会資料はお配りをしてますけれども、必要であれば、この中身について、まず事務局のほうで口頭で読み上げさせていただきたいと思いたいでしょうか。読み上げていただいたほうがいいですかね。

○千綿委員

一応、これはあくまでもたたき台で1回会派に持ち帰りますよね。

○山下伸二委員長

もちろんです。

○千綿委員

だからきょう出る意見というのは……

○山下伸二委員長

あくまでもこの場の意見で結構です。

○千綿委

とりあえずそれをみんな聞いて、1回持ち帰って、会派としてまとめて持ってくるとい

うことでいいんですよ。

○山下伸二委員長

ここで修正をして確認をして、これで完成というものでありません。昨日お配りしてしますので、きょう皆さんから意見をいただきながら、一応中身を確認しながら、皆さんから意見をいただいて一旦持ち帰っていただいて、そしてもう1回委員会を開いて最終の確認作業に入っていくということになりますので。よろしいですか。

それではまず3ページのかぎ括弧の耐震工事のところを事務局に読み上げをお願いいたします。

◎議会事務局書記 資料の読み上げ

○山下伸二委員長

それではただいま改修工事に関する起案の点について、今読み上げをしていただきましたので、これについて何か御意見があれば。

○江頭委員

文章がどうだっていうことじゃないんですけどね、改修理由の1つのこのガラスの破損についてというのは、要は、ガラスは割れていなかったんじゃないかという報道があって、みんな覆ったんですね。執行部のほうから、いや、間違いでしたっていう申し出じゃなかったんですよ。一連の報道に基づいて、いや、それは失念でした、実は、というような流れがあったので、その辺をやっぱり、このガラスの破損についての説明の中では、そういう文章を入れるべきではないかなと私は思うんですけどね。だから、そこに私たちは、物すごく疑義を感じたんですよ。どっちが本当だっていうような感じで。もうその流れはかなり質疑があったと思いますので、その辺を具体的に書き込んだほうがいいんじゃないかと思うんですけど。

○山下伸二委員長

そしたら、今ちょっと具体的になかなか文章をここでぱつと言うことはできないんですけども、4ページの下の方の起案の改修理由の1つ、ガラスの破損についての4行目の中で、調査をする中でというふうに、それはもうひとくくりにしてますけれども、その中でずっと一貫してガラスが破損したというふうに執行部は説明してきたけれども、マスコミからの報道によって改めて確認したところ、後にそのことを認めたとか、そういった自主的に執行部から出たことではなくて、そういった状況の中で、このことが明らかになってなったということを記載すべきじゃないかということですので、それについては、そういう表現をさせていただきたいと思います。さっきのところに入れていいですよ。

○重松委員

ガラスが破損していなかったことが判明したじゃなくて、これもいいですけども、ガラスが破損していたのは、校舎だったことが判明したという形になっていたと思うんです。調査をする中で後に、これが思い違いで窓ガラスは破損していなかったことが判明したと

ということですが、確かガラスが破損していたのは校舎であったということが判明したということも、多分……

(発言する者あり)

○山下伸二委員長

ごめんなさい、委員会の協議なので。

○千綿委員

判明ということであれば、第三者が見てそうであったと結論づけをしなきゃいけないと思うんですね。要するに、執行部がただ本体の校舎と間違っていましたと言っただけで、認識の違いだけなんですよね。だから、僕はあえてそこは入れなくてもいいのかなという気がします。要は執行部の説明で、いや、すいません、本体の校舎と間違っていましたと言っただけなんで、誰かが、第三者がそれを認めてそういうことになったという結論付けであってないんで、そこはいいのかなという気がするんですが。

○重松委員

もう少し詳しくと思ったもので。

○山下伸二委員長

ちょっとどこまで書き込めるか知りませんが、先ほど江頭委員からあった部分で、マスコミの報道で明らかになったということをごここに記載するというのであれば、また委員の皆さんからの意見をもう少し抽出して、下のほうの委員からの主な意見のところに、そこら辺について委員の皆さんがどういう発言をされたかも盛り込まなければならぬと思いますので、そういったことが盛り込まれるかどうかちょっと今意見を参考にさせていただきます。

ほかに何かございませんか。

よろしいですかね。そうしましたら、次の 5 ページの体育館改修予算の流用について読み上げをお願いいたします。

◎議会事務局書記 資料の読み上げ

○山下伸二委員長

今、体育館改修工事の流用について、読み上げをしていただきましたので、これについても御意見をお伺いしたいというふうに思います。

○千綿委員

先日ちょっと市のOBともちょっと話したんですが、3,000 万の流用というのは、基本あり得ないと言われるんですね。これやっぱり決裁規定の中にも 50 万円が課長と副部長が 100 万円と部長が 300 万円と、その 10 倍ですよ。だから、ここは正直、通常では 3,000 万円の流用というのは普通あり得ないと、市の職員も言われたように、自分たちは流用というのは基本的にあってはならないという認識を持っていたという答弁もありましたから、ここは実際あり得ない話なんですよ、3,000 万の流用というのは。ずっと資料も出して

ただきましたが、人件費の流用とかはあってはいましたが、通常、その新しい事業で 3,000 万円の流用というのはほとんどないわけですよ。だから、ここをもうちょっと、そこを入れてほしいなという気がするんですが。

○山下伸二委員長

ここは非常に大きなポイントになりましたので、確かに、一番最後に、また決裁が総務部長であるとはいえ、市長、副市長へのその金額の大きさ等から、当然に報告されるべきではなかったのかという、ちょっとこれをちょっと悩んだんですよ。これを書くと。これがあっていれば認められたんじゃないかというふうにとられかねないので、こういう意見が出てきたことも事実としてあったので、これを書かせていただいているんですけども、そこら辺のところ、ちょっと悩んだところであるわけですね。確かに執行部のほうからも、本来はこういった流用はあり得ないということで、過去数年間の流用の実績も出していただきましたけれども、実際、あり得ないことなんですよ。この辺はもう少し委員の皆さんから出た意見、要はもうあり得ないんだということをもう少し強調する表現にさせていただくということよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

よろしいでしょうか。それでは、次に、事務処理の仕方について、読み上げます。

◎議会議務局書記 資料の読み上げ

○山下伸二委員長

事務処理の仕方という表現がどうか、あれなんですけれども、これ事務処理の流れですね、指示命令系統のところを書かせていただいているんですけども、この点について皆さんから御意見があればお伺いしたいと思いますけれども。

○野中宣明委員

指示命令系統ということで、ちょっと表現はなっているんですけども、当時の畑瀬総務部長から関係部署の職員とかときには部をまたがってほかの部署の職員に指示が出されたということが問題ということなんですけれども、それと同時にやはり組織立ってなくて、チーム的な感じでやっていたということが、これもやっぱり大きな問題じゃないかなというふうに思うんですけども、そこら辺の表現をやはりちょっとできれば追加でここに入れられないかなという感じはいたしますが、どうなんですか。

○山下伸二委員長

そうですね、事務処理の仕方ですから、後ほどいろんなところで一部の職員たちだけだというのが出てきたんですけども、やはり一部の職員だけでやっていたことによるということについては、ここにも共通かもしれませんけれども、要は、かかっていた人間が一部だけだったというようなことをですよ。

○野中宣明委員

すいません、それと特に調査の中で問題になったのは、やっぱり上司であるその担当

課長とかの方が、その上司である部長とかに報告もあっていないっていうような、そういう全く縦横の連携がとれてないっていうところが非常に問題かなというふうに思いましてですね。少しそこら辺を何か盛り込めればというふうに思うんですけど。

○山下伸二委員長

ちょっと、ほかのところの項目ともちょっと重複するかもしれませんが、別に重複しても、いろんな場面でそういった問題が出てきていますので、その辺については盛り込む方向で調整させていただきたいと思います。

○川原田委員

今委員長が言われましたように、若干重複する部分はやむを得ないと思います。その都度その都度そういうような問題点を我々は指摘してきているわけですから、若干重複するのは構わないと、今野中委員が言われますように、これ非常に大きな問題であって、全体的な組織として動いていないと、ある一部分だけで動いているっていうのが、もうはっきり明白になったわけですから、その点については非常に強調させていただきたいなとも思います。

○山下伸二委員長

はい、はいわかりました。

○野中宣明委員

すいません、ちょっと表現のところぜひお願いしたいのが、委員の意見ということで、最後のくだりなんですけど、非常に問題であるということなんですけど、ここにできればもう少し強調して、非常に大きな問題であるということ、もう少し問題が大きいということも、大きなところを入れていただいたほうが表現が強めになるのかなというふうに思いますので。

○山下伸二委員長

わかりました。もう少し問題点が大きかったという表現にできるように、ちょっと表現を考えさせていただきたいと思います。あり得ないとか、あつてはならないことであるとか、いろいろそういった表現があると思いますので、ちょっと考えさせていただきたいと思います。

それでは、ほかはないようでしたら、次の公文書のあり方について、こちらのほうも読み上げをお願いします。

◎議会事務局書記 資料の読み上げ

公文書のあり方について、読み上げをしていただきましたので、これについても皆さんからの御意見をお伺いしたいというふうに思います。

○富永委員

3番の図面等の不備についての委員からの主な意見の中で、現場の状況を示す写真等が添付されていないのところなんですけど、そもそも多分視察に行かれたときに写真すら撮られ

ていなかったのではないかと思いますよね。その辺をどこかで盛り込んだほうがいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○山下伸二委員長

そうですね、添付する前にまず撮影されていなかったってということですね。

○富永委員

項目がちょっとここでいいのかわからないんですけど。

○山下伸二委員長

そうですね、公文書のところですので、公文書としては、当然図面であったり、証拠となる写真は添付すべきでしょうから、入れるとすればここになるかなというふうに思いますので。これもやっぱり、事業を急ぐ余りとかいろいろ話が出てきたと思いますので、その辺の確認をして……委員の皆さんからの発言をもう少し起こしてみたいと思いますので。

○野中宣明委員

④の事務決裁規程違反についてなんですけれども、合議がなされていなかったってことで、もう一つつけ加えて社会人バスケットボールチームを支援することを決める決裁において、庁内での情報共有ができていなかったためというようなくだりなんかは……

○山下伸二委員長

その件については、これは公文書のあり方なので、執行部の連携不足のところの後ほどうたわせていただいていますので、そこで。

○野中宣明委員

わかりました。

○山下伸二委員長

すいません、ここは、委員会の主な意見を書いていないんですけれども、恐らく議事録を確認しなきゃいけませんけど、千綿委員が私のほうからそもそもこういうふうにチェックができないこと自体が問題なので、システムそのものを見直さなさいというような発言があったと思いますので、その辺については、ぜひ委員からの意見として入れさせていただきたいと思います。

○江頭委員

どこがどうっていうわけじゃないんですけど、全体的に表現が優しすぎるんじゃないかと思うんですが、公文書のあり方っていうのに関しては、こういうでたらめな状態で、メモとらない、報告書もない、もうない尽くしですよ。これは物すごい問題だったと思うんですよね。こういう体質があること自体が考えられない。そういうところをもっとやっぱり強く、全体的に強い表現にすべきじゃないかなと思うんですけどね。

私は、議会報告と同じように、この公文書のあり方自体が問題——行政として、余りにもお粗末過ぎるというところが一番強かったんじゃないかと、私はそう思うからですね。もうちょっときちっと、やっぱり強い表現で報告書をまとめていたほうがいいんじゃない

かなと思うんですけどね。

○山下伸二委員長

今、江頭委員が言われているのは、全体のこと……それとも公文書のところ……

○江頭委員

公文書のところですよ。

○千綿委員

私も全く同感で、これ例えば事務決裁規程上必要となる企画政策課長の合議がなされていないじゃなくて、事務決裁規程に反して、要するに違反しているわけですね。事務決裁規程にはちゃんと合議をなさないとされているにもかかわらず、それに反して、要するになされていないわけですよ。対外的に出す文書が決裁規程に違反しているにもかかわらず、相手に公文書として出ているわけですよ。その有効性の有無もいろいろ委員からも出ましたように、実際、相手に対しても失礼ですよ。事務決裁規程に違反しているやつが公文書として向こうに行っているわけだから、本来こういう問題が出たときに、これが本当に正当性のあるものかどうかというの、向こうからすると物すごく不安になると思うんですよ。

だから、そこは、もう事務決裁規程違反ですから、そこはちゃんと強烈に書かないといけないのかと。江頭委員が言われるように公文書のあり方が全くなっていなかったから説明が二転三転して謝罪から始まったりするわけですよ。それがもう一番の要因だと私も思いますので、結構強く書いていいのかなという気がします。

○山下伸二委員長

わかりました。そしたら公文書のあり方については、もう少し表現をちょっと考えさせていただくことと、確かに千綿委員からあったように、事務決裁規程に違反していても、最終的には市長は印鑑を打ったので、それは有効ですという説明もあっていましたが、それについても、皆さんから大変疑義が出ていました。それなら規程なんか要らないんじゃないかという話だったんですね。ちょっと強い表現という御要望がありましたので、その点も含めてちょっと考えさせていただきたいというふうに思います。

この件はよろしいでしょうか。まだ、後でも結構です。

それでは、次に情報共有括弧の情報共有の議会の説明について読み上げをお願いいたします。

◎議会事務局書記 資料の読み上げ

○山下伸二委員長

議会への説明について、これについても読み上げていただきましたので、皆さん方の御意見をお伺いしたいというふうに思います。

○千綿委員

特に、今までの執行部と議会の慣例としてその大きな金額の変更ということで、当然説

明を求めてきたという慣習があるわけですね。それを完璧に逸脱してるわけですよ。要するに、通常 500 万円以上とかの説明をずっと求めていたわけなんですけど、もうちょっとここも強くしていいのかなと。それを破ったために、執行都と議会の信頼関係が崩れてしまったっていう部分があるわけですよ。もちろん公文書のあり方もそうなんですけれども、議会にも説明があつていれば、ここまで問題にならなかったっていう可能性が僕は大きいんじゃないかなと思うんですよ。だから、この件で今までの議会と執行部との信頼関係がもう完璧に崩れてしまっている。要するにもう説明自体が信じられないようなところまでできているわけですから、ここはひとつ、もっと強い書き方、今回の件が何で説明がなかったか、もう失念で済まされないわけですね。

課長が 3 月補正で説明する機会もあつて、そして 6 月で流用元の市民会館の説明もあつているわけだから、そういうところでもやっぱり説明があつてしかるべきなんです。9 月の決算でもなかった。そして、9 月の補正でわかったわけですね。これはあり得ない話ですよ、実際。失念で絶対済まされることはできないと思います。そんなに 4 回ぐらいの説明の機会があつたにもかかわらず、4 回とも失念したっていうのは、もうあり得ない話ですよ。だから、そこはもうちょっと強く書いてもいいのかなという気がするんですが。

○山下伸二委員長

わかりました。ほかのときに丁寧にしてきたのに、今回はなかったことが、要は隠して進めようとしたのではないかという意見が出ていましたので、その辺を書いていますけれども、確かに上のところの報告については、理由はすべて失念としているというふうに書いていますので、あとのまとめのほうで、失念という説明については、とても理解できない、納得できるものではないというまとめをしているんですけども、こここのところの委員からの主な意見のところにも、この失念ということについては、到底納得できないという意見が出されてましたので、ここにもそこら辺のところを織り込んでもう少し強い表現にさせていただきたいと思います。

○千綿委員

それとですね、この基準づくりっていうのを書いてありますが、そもそも基準はあるんですよ。というのは、500 万円以上の大きな金額の増減っていうのを基本的に一つの基準として持っていたわけですよ。これ、基準づくりが必要となると、今でさえ何かやっぱり、この総務委員会の所管事務調査をすることで、執行部は全部議会に説明しないといけないような雰囲気になっているんですよ。だから僕は基準づくりっていうのは書かなくてもいいのかなという気がするんですよ。というのは、もともと大体 500 万円以上の増減があつたところは大体説明してくださいということで今までやってきたわけですから。今まで以上に強化すると執行はもっと今まで以上に、何て言うのかな、議会に説明しなきゃいけない。実は私も全然別の件で相談されたんですが、一般事務経費のことも議会に説

明しなければならぬんですかねと聞かれたこともあるんですよ。そこまでいくと僕はいき過ぎだと思うので、逆に執行部の職務遂行が物すごく煩雑になってしまう部分が、逆にできてしまうのかなって感じがするんで、余りこの基準づくりを書いてしまうと過剰反応してしまう部分が僕は出てくるのかなという気がします。

○山下伸二委員長

事前の説明もなんですけれども、29年度の決算の説明のときに、説明がなかったんですね。そこが、そういった3,000万円を超える流用があったのであれば、決算のときでもちゃんと報告すべきだったっていうところが、それは課長の判断で説明しなかったのも、何か基準が必要ではないかという意見が出てきたので、その辺を書かせていただいているんですけれども、あまり具体的に書くと逆に業務の煩雑性とかを生むんじゃないかということなんですけれども、この辺どうですね。こういった意見も出されたのは出されたんですけれども。

○川原田委員

ちょっと私もここは、千綿委員言われるように、ちょっと違和感があるなというふうには思っていたところなんです。というのは、基準はあるわけですから、これを全然守っていないと、守っていなかったというところに大きな要因があるわけですから、この文章については、基準を遵守していく必要があるというぐらいで、私はいいのではないかと。守っていないからこういうことになったわけですから。基準というものはある程度あるわけですからね。執行部の皆さんとお話する中で、今議会に対してピリピリして非常に仕事かというところはお聞きする部分もありますので、私たちは1から10まで何でもかんでも言えとか、そういうことを言っているわけじゃなくて、やはりきちっと守るべきところは守っていくということが非常に重要ではないかなというふうに思うわけです。そういう点からちょっとこの文章は、基準づくりが必要ではなく、基準はあるんだよと。でもそれを守っていなかったじゃないか。だから守っていくことが重要じゃないのかと。守っていく必要があるとか、そういうふうな形にさせていただければなというふうに思っていますけど。

○山下伸二委員長

流用については、確かに課長なりの決裁権限の中でやるんですけれども、それはどこまで議会に報告するかという報告の基準はないんですよ。だから、議会への報告の基準をつくるべきではないかっていうような発言だったもんですから、議会の報告という意味では現段階で明確な基準がないんですよ。例えば何千万円以上だったら事前に正副議長なり、正副委員長に説明するとかですね。決算とか予算のときは、例えば予算の説明のときには、新規事業所はすべて説明する、通常予算であっても大きく変動するものについては説明してくださいとしていますけれども、今回の件については、議会への報告というような基準はなかったもんですから、そういった基準をつくるべきではないかというような発言があった部分をですね。議会への報告という意味です。

○富永委員

多分基準があるとおっしゃっているのは、決裁の部分はあるということで説明を受けたと思います。

○山下伸二委員長

確かに、この問題が発覚して以降、いろんなことについて非常に正副委員長に説明する機会が非常にふえました。確かに基準をつくれれば、それに基づいてやればいいわけですからそれでいいんでしょうけども、ただ、本当にそこまでつくるのが必要なというのは、確かにありますので、ここを書かなくても、全体の報告書を見ていただければ、日ごろからの連携だとか、やっぱり大きな額が動くことについてはもともとあってはならないんだけれども、きちっと議会の報告とか連絡をしなきゃいけないということは、全体でこれはわかりますので、あえてここは必要ないかなという感じもしますね。

○千綿委員

やっぱり議会から、基準をつくれと言うともうつくらないといけなくなるわけですよ。だからそうじゃなくて、今まである程度大体慣習でやってきた部分というのがあるので、そこを書いてしまうともうつくらなければいけなくなるわけですよ。そうじゃなくて、基準づくりというところだけは、ちょっと文言を外していただいて、川原田委員が言われたように、今まで慣習として、実際に大きな金額の増減があったときは説明してきたわけですよ。その大きさがどのくらいかっていう基準はないですけど、隠そうとする人からすれば大きな金額は、3,000万円でも小さいと言うかもしれません。

だから、それをあんまり明確にしてしまうと、これは超えたから全部正副委員長に報告っていうことになっちゃうと、例えばこの間のふるさと納税のことでも一緒ですけど、5倍になったら経費も5倍に上がるわけですよ。そんなのでも1個1個説明された日には、それこそ正副委員長も大変だと思いますし。だから、そこはやっぱり常識の範囲内で大丈夫だと思うので。そこをつくれと言うとつくらなきゃいけなくなっちゃうので、これは省いていただいたほうがいいのかなというふうな気がします。

○山下伸二委員長

省いたほうがいいんじゃないかという御意見でございます。いかがですかね。

省く方向でちょっと調整をさせていただきたいと思います。私も今読んでそういうふうに思いました。

○重松委員

理由はすべて失念としているということですがけれども、実際、当時の畑瀬総務部長は議会に報告する手続を、確か私が指示を怠ったと、反省してると。しかし、全く隠すつもりはなかったと。議会にどう説明するか、その機会をいろいろ考えたが失念したというようなことを御答弁してあるんですよ、確か。その辺を、ちょっと失念だけじゃなくて、総務部長の言われたことを少し具体的に載せるということもできないですか。理由はすべて

失念としているということですから。実際指示を私が怠ったと反省してるし、しかし全く隠すつもりはなかったと。議会にどう説明していくか機会をいろいろ考えているうちに失念したというようなことを言っているんですね。それは、要らないですかね。

○千綿委員

いや、正直言っちゃうと、例えばこれが上位解脱じゃなかった場合、普通課長が説明しますよね。当然 3,000 万円の流用をしているわけだから、これは何らかの指示があったから多分言わなかったとしか考えられないわけですよ。通常でいけば、前の課長もしくは、副課長も含めて 3,000 万円の流用をして議会に報告しないことなんか普通はあり得ないわけですよ。別に部長が失念していただいだけじゃなくて、そういう説明しなくていいということがあった、そういう指示があったってということしか僕は考えられないと思うんですね。通常であれば絶対しますよ。今までずっと聞いていて、流用が 300 万円超えても大変な問題だと言われるOBの方もいらっしゃる。職員の方も流用はあってはならないことということを言われているわけですから、流用を 3,000 万円して、通常であれば、担当課の職員を含めて、やっぱり説明するのが当たり前だと思うのが普通だと思うんですよ。でも、それをしなかったというのは、もうそういう指示があったとしか思えないわけですね、どう考えても。それは、証拠はないですけども。だから、そう考えると、そこは失念というのは許される問題じゃないと思うので、僕は入れないほうがいいのかなという気がします。

○山下伸二委員長

ここはですね、実は担当の課長とか部長とか、それから畑瀬副市長にもいろいろ聞いてきて、いろんなことを言われたんですけども、やっぱり最終的にはもう畑瀬副市長は失念ですというふうに言われたわけですね。それで、あんまりいろいろ書き過ぎると逆にそのところが薄れてしまうので、ちょっとここはこういうふうに表現させていただきました。それで、先ほど言われたようにこれは済まされるもんじゃないので、先ほど言ったように委員会の主な意見で、失念という理由は絶対許されるものではないと、到底理解できるものではないというふうに書かせていただきますので、そこはちょっと逆にちょっとフォーカスを当てた形で今回まとめさせていただきますので。

最終的に新副市長のほうからも最後のヒアリングの中では、もう全て私の失念ですというふうにもう結論づけられましたんですね。

(「失念は失念だけど、意図的な失念で……」と呼ぶ者あり)

ただ、やりとりにあったように、もう、本当に失念だったのか、隠すつもりがあったのかということをやとりしても、もうこれ以上はもう明らかにならないので、ここでやめましょうということをやめましたので、こういう表現のほうは逆にポイントを絞ってるのかなというふうに思いますので。

よろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、次の執行部間の連携不足について読み上げをお願いします。

◎議会事務局書記 資料の読み上げ

○山下伸二委員長

執行機関の連携不足について今読み上げをしていただきましたので、この点について皆さん方の御意見を。

○千綿委員

この問題は結構僕大きいと実は私は思っています。というのが市費を 2,000 万円使って、要するにたかだか 10 カ月間の間の練習のためにやったということになると、2,000 万円の佐賀市の損害が出るわけですよ。3,090 万円の増総額の中で、過疎債がどこまで算入できるか、ちょっと私は知りませんが、今までずっと通常国の補助とかを皆さん探って、なるべく市の負担を減らしてきた経緯があります。今回は、それをされてないんですよ、一切。過疎債がもらえる、もらえないの検討もどうもされていないような気配があって、やっぱり今物すごく問われているのは投資対効果の問題も含めて、市民も議会もそういった形で見えていますので、これちょっと私は物すごく大きな問題だと個人的には思っていますので、単なるこれだけじゃなく、もう少し書いていただければいいなという気はします。

というのは、やっぱり 3,090 万円の中の約 2,000 万円、仮に、ざっくりですけども 2,000 万円の交付税措置ができたのを、要するに市費で補った。これは結局社会人バスケットチームのためだけということになってしまうんですよ。その 2,000 万円の損失を佐賀市に与えたってということも言い方を変えればできるわけで、ここはもう少しちょっと強い言い方で書いていただければなど。というのは、今までずっとほかの課は全部それをされているわけですよ。国の交付税とか補助金とかを探して、なかったらしようがないから市費でやると。その中の投資対効果もこれだけですよという部分を、今までずっとやってきているにもかかわらず、ここではやられてないということが一番僕は問題じゃないかなという気がするので、そこはちょっとそういう文言なんかを入れていただければなどという気がするんですか。

○山下伸二委員長

わかりました。そしたら委員からの主な意見のところ、本来であれば執行部は各所とにかく国からの補助金とかいろんなメニューを検討してするにもかかわらず、今回、そのことが全く行われてないことは、やっぱり事業を急ぎたいということがあったんじゃないかと。結果としてそのことが本来であれば 2,000 万円程度入ってくるだろうその額が入ってないということについては疑義が生じるというか、問題ではないかと、そういった表現にさせていただきたいと思います。

○野中宣明委員

③のホームタウンに関する部分なんですけれども、委員間の主な意見の中で、最後のく

だりなんですけど、ホームタウンになることの意味について全庁で認識を共有しておく必要があったのではないかということなんですけれども、意味というよりもホームタウンになること自体について、全庁で認識を共有することと、協議をする必要があったっていうことじゃないかなというふうにちょっと……

○山下伸二委員長

ホームタウンになることについて、まず全庁で協議をするということが大事だったのではないかということですかね。

○野中宣明委員

認識を共有ということと、プラスして協議、それについてじゃあどうするのというホームタウンについての支援の協議ですね。

○山下伸二委員長

これ協議と認識の共有はどっちが先がいいですか。恐らくちょっとこれニュアンスが変わってくると思うんですね。

○野中宣明委員

認識を共有した上で、その後協議っていう形がいいのかな。

○川原田委員

これは聞き取り調査の中でも、私、これ非常にむかむかしていたんですけれども、全くホームタウンということに対して認識っていうよりも、ほとんど理解していなかったわけですよ。こうなるよというのは、やはり全然理解していない。だからここは、簡単にホームタウンになっていいのかというところをやっぱりきちっと、先ほど野中委員が言うように事前に協議して、ある程度こういう方向性を出していかないと。ただ単にああそうですかという感じでホームタウンになったというような感じを受けたものですから、私あなたたちホームタウンということに対して理解していないんじゃないかということをぜひ入れていただきたいなと。これだけ支出するんだよと、これだけ金が出るんだよと言ってぼかんとしたであつたでしょう。だからこういうのはね、まず理解をしていただかないと。

○山下伸二委員長

わかりました。ちょっと先ほど表現が優しいということもありましたけれども、例えば2行目に、大きな費用が発生する可能性があるという表現ではなくて、その後大きな費用が発生することは十分ではわかるはずなのにそんなことが全くされてないとかですね、そういう表現にちょっと変えさせていただこうかなと今思いました。

○千綿委員

それとですね、ずっと一連の所管事務調査の中で感じたのは、当時の畑瀬総務部長は自分の夢みたいなことを言われて熱い思いがあるんですが、職員の方はそうでもないんですね。例えば、これが市長の選挙公約だったらまだいいですよ。要は、市長がそういう思いがあって、プロスポーツの誘致とかというのを挙げていけば合致するからいいんですけ

れども、市長の公約でもない、単なる副市長の思いだけで突っ走ってるっていう部分が職員との意識の乖離を生んでいるんですね。だから、そこはやっぱり僕は問題だと思うんですよ。副市長の個人的な思いだけで突っ走られたときには、市役所、それでいいわけっていう話になっちゃうんで、思いを淡々と自分の夢ですみたいなことを語られましたけれども、職員はそこまで意識してないんですね。だから、調査もしていないと思うんですよ。そこは、単なる当時の畑瀬絵総務部長の個人的な思いを市役所全体の施策の中に落とし込んだっていうことは、僕はあっているのかなこれはという気がするんで。

○山下伸二委員長

わかりました。先ほどの野中委員ところの共通認識と協議のところとちょっと絡んでくるかと思います。そもそも1人の熱い思いでいる人間が余りこう大きな問題意識を持たずにやったことが問題ではないかということが今千綿委員からもありましたし、そのことが結果としてどうなるかっていうことに全く思いが至っていなかったということが、川原田委員からありましたし、そういった共通認識を持つこととか協議すらされてないということが野中委員からありましたので、その辺、ちょっとまとめてうまく表現できるように…

○江頭委員

確かに、野中委員から執行部の協議と言われたけど、これ私も思ったんですよね。こういう申請を、市長への質疑のときに、いやそれは聞いたから私しましたみたいに簡単に言うけれども、このホームタウンで、Bリーグで順調に上がっていった場合の支援ということになると、もうこれ、この総務委員会の中ではプロバスケットであれ、何であるにしても、プロスポーツの誘致に対しては反対じゃない意見、そういう意見が出たんだけど、ひょっとしたら議会でそんなの必要ないんだと言う議員だっているかもしれないわけですよ。そうなるこれ物すごく問題になってくるし、私も質疑のときに言ったのは、これが市長公約だったら、それなりに認知された投票結果でそういうのが出るっていうのはわかるんだけど、これは簡単に申請、それも議会報告もなくして申請したということは物すごく市長に対しても問題あると思うんですよね。議会にも諮らないっていう、このことこそもうちょっと、ここの部分で執行部間の連携不足ということであれば、もうこれは絶対議会では審議すべき要件だというふうに、そういうことをやっぱり、もうちょっとここにきちっと表現をすべきだと思います。以上です。

○山下伸二委員長

これも、執行部間の連携不足の中に議会への報告、相談をしていくべきだったのではないかという意見を一番最後のほうに、委員会から主な意見に入れさせていただいていますけれども、ここに入れるのがいいのかどうかちょっと、そういう御意見があると悩むところですけども。

○江頭委員

僕はホームタウンに関する認識についてという項目をきちとうたうべきだと思うんで

すよ。このホームタウンに対する認識というのは、結構この委員会の中でも、強く執行部には訴えた部分だと思うしですね。

○山下伸二委員長

どういう文言を折り込む……ごめんなさい、ちょっと私……もう1回お願いします。

○江頭委員

もちろん申請に対しては、執行部間の要するに部長以上の庁議に当然諮って議会にこういう申請をやるっていうことをやっぱりきちっとその所管が総務委員会なら総務委員会に諮るべきだと。これだけ重要なことじゃないかなと。プロスポーツの誘致ということは、それだけの重いものがあるんじゃないかなと思うんですよね。財政的な問題も当然出てくるし、そういうことを軽々に、もう全く議会への打診もなくしてやっていること自体が私は、理解できない。

○山下伸二委員長

今江頭委員から話があった部分が、どういう形で議会に報告し、相談をするかというのは、なかなかどうしなさいとは書けなかったので、議会に相談しておく必要があったのではないかという表現にさせていただいているんですけれども、今の江頭委員の意見の中にそもそも議会の議決が必要ではないかという発言があったので、その辺がちょっと報告とか相談と議決というのはちょっと重みが全然違いますので。議決までというと、私はヒアリングの中で、皆さんから本来は議決が必要だったんじゃないかということについては、ちょっと言及がなかったというふうに思ったものですから、ちょっとそこまでは書いていませんけれども、その辺、ちょっと皆さんの思いはどうだったんでしょうか。

○千綿委員

当然、事務局に1回ちょっと調べて——後でも、この次でもいいんですが、議決事件というのはちゃんと明記されていますよね。例えば、総合計画の総合計画と総合計画の基本構想までは議決後に入るとかいろいろありますよね。でも実際その計画の中にも実際プロバスケットチームなんか一言も出てこないんです。今までのやり方というのは、そういう総合計画に載っているものは、載っていますから当然僕たちも理解できてるんですが、それには全然一切かかわっていないわけですね。これは大きな問題なので、議決事件の項目に入るかどうかは1回確認をぜひ、事務局にはしていただきたいということが1点あります。

それと、やっぱりこれは、先々どのくらいかかるかも調べないで、今要らないから議会には報告してないっていうのはやっぱりおかしいわけですね、どう考えても。今後いくら要るかわからなくて、予算がつくときに議会に説明しようと思っていましたという答弁だったんですね。そんなら、そもそも論から言って、最初にホームタウンを申請するときに議会に相談してなくて、後出しで予算が要るからお願いしますと言って否決されたらどうするのという話になるじゃないですか。大きな問題なのでここは。総合計画にも載ってい

ない、そういうのを新たに出すということ自体は、やっぱり新しく総合計画に載せるぐらいの意味の計画だと僕は思うんで、議会に当然諮るべきだと、僕は議決事件に入るんじゃないかなと個人的には思っていますが、それは事務局でぜひ1回調べていただいて、これが議決権の範疇に入るのかどうかを1回ちょっと検討していただければなど。

○山下伸二委員長

これは議決事件にそもそも入っていたのか入ってなかったのか、もし入ってなかったとしても入れることができるのかとか、その辺の状況によって、この表現が大きく変わってくると思いますので一旦預らせていただいて、事務局でどういう取り扱いができるのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

先ほど言われたように、仮にそれが議決事件でなければ、こんなことを進めていたら後でお金が幾らかかっても議会としてははかり知れないことになる。だから、そういったことが問題なんだということを表現できるようにさせていただきたいというふうに思います。

ほかにございませんか。

○重松委員

大きな費用が発生する可能性があるというふうになっていますけれども、実際、池田総務部長が確か公費は発生しますと、例えばユニフォームにマーク、市章ですかね、そういうのをつけると。そういう場合には、当然もう公費負担になりますというようなことを言っておられます。だから、公費支出は、当然その可能性はありますということは市のほう認めますよね。そういうことがありますので、ここら辺の書き方は難しいんですが。

○山下伸二委員長

先ほど可能性があるとかじゃなくて、必ず出てくるんだと川原田委員のほうからありましたので、その辺については先ほど御意見いただきましたので、その辺をちょっと表現を考えさせていただきたいというふうに思います。

ほかにございませんか。なければ、1時間たちましたのでトイレ休憩をとらせていただいでよろしいでしょうか。ちょっと整理を要するので20分に再開します。

◎休憩 午前10時08分～午前10時20分

○山下伸二委員長

それでは総務委員会を再開いたします。冒頭、この報告書の取り扱いについて御質問があったんですけども、この報告書そのものも本会議の議事録に載ります。私が口頭で報告した分も当然の議事録に載りますので、それだけは御承知おきいただきたいと思います。

それでは、先ほどの続きに入りたいと思いますので、社会人バスケットボールチームとの状況情報共有について読み上げをお願いいたします。

◎議会事務局書記 資料の読み上げ

○山下伸二委員長

それでは、この点について皆さんからの御意見をお伺いしたいというふうに思います。

よろしいですか。それでは(3)の組織体制に入っていきます。まず、組織的な業務について読み上げをお願いいたします。

◎議会事務局書記 資料の読み上げ

○山下伸二委員長

組織的な業務のところについて今読み上げをしていただきましたので、このことについては皆さんからの御意見をお伺いしたいと思います。

○野中宣明委員

先ほども言いましたように、この①の業務の推進体制はところで、最後の関連業務の担当職員に指示命令していることが散見されたってということと、さっきも確か言ったかな、担当課長が例えば担当部長に、報告上司への報告もされてないってというようなこともありましたので、ここに入れていただいたほうがいいかなというふうに思いますけども。

○山下伸二委員長

業務処理のあり方のところですね。一部の人間だけ形か携わっていたというところと連携、要は部下から上司への報告もなかったってところを表現して書いてほしいというところが、事務処理の仕方というところで、先ほど野中委員から表現の御指摘があったところですので、重複するかもしれませんが、そういったことをここに入れてほしいということですので入れさせていただきたいと思います。

○川原田委員

小さなことですが、②市長、副市長への報告ということで、2行目に改修費用に関して説明をしていなかった。このことによって市長が二、三百万円の改修という形に、修繕というふうに認識をしているという発言があったんですけど、ここに改修費用に関して、詳細にという文言を入れていただければなというふうに、そしたらそういう勘違いも起こらなかったのではないかなというふうに思うわけですから、できましたら、改修費用に関して詳細な説明をしていなかったということをよかったら入れていただければと思います。そういう勘違いがないのではないかなというふうには思うわけですから。

○山下伸二委員長

はい、はいわかりました。実際、改修をされているんですけども、市長は二、三百の修繕というふうに思っていたということでありましたので、二、三百万円の修繕というふうに認識し、と入れさせてもらえば、またその認識の違いが明らかになるかなと思います。すんでちょっと修繕という言葉も入れさせていただきたいと思います。

よろしいですか。それでは次に(4)コンプライアンスの公務上のコンプライアンスについて、こちらも読み上げをお願いいたします。

◎議会事務局書記 資料の読み上げ

○山下伸二委員長

今コンプライアンスについて読み上げさせていただきました。

この①のところの委員会の主な意見のところ、これは先ほどの文書処理とか、いろんなところと重複します。ここは不適切ではないかという、こういう表現してますけれども、先ほど千綿委員のほうから合議がされていなかったこと自体は問題ですから、ちょっとここも表現は、少し先ほどの意見を踏まえて強い表現にさせていただきたいというふうに思います。

それ以外に皆さんから御意見があればお伺いしたいと思いますけれども。

よろしいですか。それでは、この後、調査のまとめということで提案をさせていただきますので、この説明に入るんですが、その説明の前に、項目立てを前回させていただきまして、3日程度時間をとってほかに記載すべき点があればということで皆さんから意見を言っていただいた分については、入れさせて、今章立てをして整理をさせていただいていますが、今読み上げさせて、委員間協議をしていく中で、こういったものを新たな項目として入れるべきではないかというような御意見があれば、この場でお伺いしたいというふうに思います。もちろんこれを終わった後でも意見をいただきますので、そのときでも結構ですので、これだけではなくてこういった項目も入れたほうが良いというのであれば、また後ほど御意見をいただきたいと思います。

それでは、7番の調査のまとめ、委員会としての結論について、こちらのほうを読み上げさせていただきますので御確認をお願いいたします。

◎議会事務局書記 資料の読み上げ

○山下伸二委員長

まとめのところについては、私が12月定例会のときに中間報告をさせていただいたところをもとに少し全体的なまとめとして表現させていただいております。これについてもいろんな御意見があろうかと思いますが、現段階において、こういった表現のほうが良いとか、こういった中身もせるべきだということがあれば御意見をいただきたいと思いますが、

○千綿委員

まず、冒頭でも書いてはあるんですが、要は、説明が本当に二転三転するし、謝罪から始まるし、謝罪をされても、説明責任は残るわけですね。謝罪したからいいっていうものでもないわけなので、ここはもう本当に信頼関係の失墜の大きな原因になったと思います。ですから、マスコミに出て、謝罪から入って、また説明が変わってという部分っていうのは、これはやっぱり最初から素直に説明しておけば、その一貫性が出てくるわけなんです。後から変えるとか、説明を変えると、経緯の問題でも後から変えるとかという部分が出てきて、調査の前の段階ですね、調査できる体制が整ってないわけですね。ここは、やっぱり言うておかないといけない——それが、まとめて言ったほうがいいのか、いろんな前段の項目分けで入れたほうがいいのかは任せますが、やっぱり、これは、もう

調査する以前の問題なんですよね。説明が二転三転すること自体が、実際はあつてはならないことであるし、それこそさっき言った組織立ってやっていないっていうのの中に入るかもしれませんけれども、もう調査できない状態だったっていうことは、大いに問題だと私は思いますし、謝罪したからそれで終わりではないわけであつて、説明責任は残ると思いますので、そこのことはどこかで、まとめてもいいし、実際、もう全体を通じてそれが散見されたんで、そこはどっかで入れていただきたいなとちょっと思いました。

○山下伸二委員長

確かに、委員会の所管事務調査、決算のときもそうだったんですけれども、所管事務調査においても、発言の取り消し、謝罪、マスコミに明らかになったことを問われると新たな問題が出てくる、これまでの経緯についても、本当に何かあったらまた出てくるとか、そういったふうにやっぱり資料の修正も何度もあったり、追加があったりしましたので、その点については、この辺のところも委員会と所管事務調査に大きな影響を与えたこととか、委員会との信頼関係を、もともととしてなったということについては、ちょっと項目として入れさせていただきたいと思います。

それから謝罪があったこともそうですし、結果として、畑瀬副市長が辞意を表明されるということでしたので、これをちょっとここに載せるかどうかということは、ちょっと悩みましたけれども、表現としてはしてませんけれども、千綿委員が言われたところの最後のところについては、口頭での補足説明では必ず入れなくちゃならないと思っておりますので、それについてはまたちょっと、次回までに検討させていただきたいというふうに思います。

○野中宣明委員

まず、ちょっと文言の件なんですけれども、この上から4行目ですね。通常では考えられないような不適切な事務処理という表現なんですけど、もう通常ではあり得ないずさんな事務処理というぐらいに強調したほうがいいのではないかとこのように思っています。これが1点目です。

それとちょっとこれ追加でなんですけれども、まず1つ、先ほども出ていましたようにやはり組織体制の中でやっぱりチームとして動いたっていうことは、これはもう非常に大問題ですので、そこの部分を盛り込めないかというのが1つです。

それと2点目が起案書の中に、いわゆるこのバスケットボールチームのことが一切書かれていなかったっていうことが、これはもうやはりもう意図的に隠されていたんじゃないかっていうような疑念がぬぐいきれないことなので、ここの部分もやはり追加が必要じゃないかというふうに思います。

最後に、3点目が公文書の件ですね。いわゆる公文書のあり方と、やはり今後やはり委員会側から提案していくべき点ということで公文書所のあり方、それと内部統制ですね、この仕組みづくり等も、やはりもう逆に提案していく、強く提案していくべきじゃないかというふうに思っています。以上です。

○山下伸二委員長

すいません、チームとしてというのを、ちょっとどう表現ができるのかちょっとわからないんですが、先ほど言ったとおり、十分な情報共有が行われなまま、一部の管理者だけで行われてたということを先ほど、項目の中に盛り込むという話をしましたけどもそういったこともこの中に引っ張り出してほしいということ。

それから、先ほど、隠すつもりはなかったということは、次のページのまた以降に書かていただいているんですけども、11ページの2段落目の、下のほうの段落のところから、失念以外にないという、意図的ではないということは、こういったものはもう到底納得できるもの疑義が晴れないままであるという表現にさせていただいていますので、その辺のところをもう少し強くしてほしいということですか。

○野中宣明委員

具体的には、やはり起案書の中に、チームのためというのが最大の理由であったということが再三言われているにもかかわらず、このことが一切触れられてなかったってことはですね、なぜなのかっていう理由はいまだに、はっきり明確になっておりませんので、そこに対してのやはり疑念というのは払拭できないということですね。

○山下伸二委員長

そもそも議会で説明や報告がなかったことに対してもまだ疑念が晴れないし、起案書の中になぜ一切プロバスケットボールチームことが書かれてないのかということについても疑念が生じるということですので、その辺のところも抜き出して書いてほしいということでもよろしいですか。

(発言する者あり)

わかりました。

公文書のあり方についてもこれも、大きな問題ですので、これも少しエッセンスを織り込んでまとめの中に表現させていただくという要望でございますので、その辺ちょっと整理をさせていただきたいというふうに思います。

○野中宣明委員

それと先ほど言いましたようにその文言の部分で少し強めにということと言った、この4行目のところですね。通常ではあり得ないずさんな事務処理っていうぐらいに強めていただきたいと。

それと何度も申しわけありません。最後に下からいくと5行目、疑念は晴れないままであるということなんですけど、これはもう疑念が払拭できないというぐらいに、もうこれも完全に払拭できないまま今終わりそうなんです、これぐらいの強めでできたらお願いしたいなというふうに思っています。

○山下伸二委員長

少し強めの表現ということで疑念は払拭できていないと、そういう表現と。

ということで、もう少しまとめの中身のエッセンスを、もう少し具体的な項目をポイントを絞って出してきて、もう少しボリュームを膨らませて整理をさせていただきたいと思えます。

ほかに、きょうの段階で皆さんから何かこのまとめについて何かございませんか。

それでは、本日の委員間協議については、これをもって終了させていただきたいと思えますけれども、当然ながら、皆さん持ち帰って会派等での御意見があると思えますので、きょうが5日の火曜日でございますので、来週の火曜日、3連休をまたぎますけれども、12日の17時までに御意見等があれば、事務局のほうに提出いただきたいと思いますけれども、時間的にそれでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。きょう御意見いただいた分でもかなり修正が出てきますので、これからの皆さんの意見の収集と並行しながら、まとめの修文に入りますけれども、12日の時点でどれくらいの御意見が皆さんから出てくるか想像できませんけれども、できれば、次回の委員会を2月15日金曜日の午後、午前中は副議長が後期高齢者の定例会が入っていますので、13時半からになるんですけれども、ここで皆さんからのきょうの意見と皆さんからの意見集約をした分の修正案を皆さんに提示をして、また委員間協議をさせていただきたいと思えますけれども、13時半でご都合いかがでしょうか。はい。

○千綿委員

14日の全員協議会の後とかは。できれば一緒にしていただければ助かります。

○山下伸二委員長

どうしても連休が入って11日は休みなものですから、12日に集約をさせていただくと、14日にそれとも1日しか手段しかないので、できれば2日取らせていただきたいというのはちょっと私たちのあれだったんですけれども。

(「わかりました。いいいです。何時から。」と呼ぶ者あり)

○山下伸二委員長

13時半から。すいません、ぜひ調整をお願いします。

それでは次回の委員会につきましては2月15日金曜日の13時半から開催させていただきます。

委員の皆さんからほかに何かございませんか。

ないですね。それでは、これもちまして本日の総務委員会を終了させていただきます。お疲れさまでした。